# 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名)                                                                                               | 作成年月日    | 直近の更新年月日 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 各務原市 | 蘇原地区<br>(【大宮ブロック】宮代、大島、<br>【伊吹ブロック】伊吹北部、伊吹南部、<br>【古市場ブロック】島崎、古市場、飛鳥、持田、<br>【和合・南部ブロック】坂井、東島、熊田、野口、吉新、柿沢、六軒) | R5年3月16日 | -        |

## 1 対象地区の現状

| ①地区内の耕地面積                            |                            |       | ha |  |
|--------------------------------------|----------------------------|-------|----|--|
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 |                            |       | ha |  |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            |                            | 103.8 | ha |  |
|                                      | i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計      | 29.6  | ha |  |
|                                      | ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 24.8  | ha |  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    |                            | 7.3   | ha |  |
| (備考)                                 |                            |       |    |  |

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

70歳以上の農業者の耕作面積の52.4%について、後継者が未定、又は不明であり、後継者不足がうかがえる。一方で中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ないため、担い手が耕作を引き受けやすい環境の整備や 新たな担い手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

# 【大宮ブロック】【伊吹ブロック】【古市場ブロック】【和合・南部ブロック】

・農地利用について、中心経営体である地域の認定農業者に集約を促すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも促進することにより対応していく。

#### 【伊吹ブロック】

・農地中間管理機構を活用しながら中心経営体への集約を進める。集約にあたっては、JAとも連携してブロックローテーションの実施状況に配慮するとともに、農業施設管理は蘇原伊吹ブロック保全会が協力するなど、担い手の負担軽減を図る。

## 【古市場ブロック】【和合・南部ブロック】

- ・農地中間管理機構を活用しながら中心経営体への集約を進める。集約にあたっては、JAとも連携し、ブロックローテーションの実施状況に配慮するとともに、作業受委託のマッチングにも努める。
- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

個人の認定農業者 10 法人の認定農業者 2 その他 5

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

# 【大宮ブロック】

- ・水田利用は、集落営農法人の設立により、担い手の確保に努める。
- ・農地の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、蘇原北部地域保全会を中心とした地域の合意形成を前提として、将来の経営農地の集約化のための農業基盤整備を検討・計画していく。

#### 【伊吹ブロック】

- 将来的な営農法人の立ち上げを検討する。
- ・赤羽根町・北陽町・伊吹町・島崎町の一部の水田、吉野町の畑については、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、蘇原伊吹ブロック保全会を中心とした地域の合意形成を前提として、将来の経営農地の集約化のための農業基盤整備を検討していく。
- ・各務原市猟友会と連携し、鳥獣被害の調査や捕獲体制の構築等に取り組む。

#### 【古市場ブロック】

- ・将来の担い手の負担軽減を目的に、農地の集積・集約化を図るため、地域の合意形成を前提として、農業基盤 整備を検討していく。
- ・ぎふアグリチャレンジ支援センターを活用するなど、個人の担い手の法人化を促進する。

#### 【和合南部ブロック】

- ・将来の担い手の負担軽減を目的に、農地の集積・集約化を図るため、地域の合意形成を前提として、農業基盤 整備を検討していく。
- ・将来の農業の担い手を育成するため、地産地消や農業体験などを通じ、地域農業への理解を深める機会を創出していく。